

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年 3月14日 10時00分
山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校本館1階第1会議室A
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年 3月13日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が
行う契約に係る情報の公表について」の掲載に同意の上、ご確認いただき、所
要の情報を掲載いただくようご依頼いたします。また、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校

1. 件 名 機械棟及び図書館空調設備保全業務
2. 業務目的 機械棟及び図書館に設置の空調設備機器（吸収式冷温水発生機及び付属機器）の保全業務を行うことを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
機械棟、図書館
4. 業務期間 自) 平成31年4月 1日
至) 平成32年3月31日
5. 業務内容 下記のとおり行うこと。
 - ア. 対象吸収式冷温水発生機
 - (1) 機械棟 QAW-130F1K1P 2基
 - (2) 図書館 SUW-FK60E 1基
 - イ. 季節切替整備点検作業
 - (1) 吸収式冷温水発生機及び付属機器（ポンプ類・エアーハンドリングユニット・クーリングタワー）について、季節切替点検整備を行うこと。
 - (2) 空調機稼働期間（概ね冷房7月～9月、暖房12月～3月）の事前（概ね6月上旬頃・11月中旬頃）に作業を完了し、作業後直ちに運転可能な状態とすること。
 - ウ. 季節切替点検整備
 - (1) 吸収式冷温水発生機整備
 - ①吸収液液質・液量の点検調整（冷房期のみ）
 - ②抽気装置の点検整備
 - ③操作盤及び本体の季節切替操作
 - ④インターロックの試験
 - ⑤冷却水系温度設定及び動作の確認
 - ⑥煙管・燃焼室・燃焼装置及び火災検出器の点検整備
 - ⑦燃焼調整及び比例制御機器の点検整備
 - ⑧試運転を行い総合運転動作の確認
 - (2) エアーハンドリングユニット点検
 - 機械棟 年2回（概ね6月・11月）
 - 図書館 年4回（概ね6月・8月・11月・1月）
 - ①ファン用モーター及びベルトの点検整備

- ②プレフィルターの清掃
- (3) クーリングタワー点検
 - 年2回(概ね6月・11月)
 - ①タワーの清掃・水張り
 - ②ファン用モーター及びベルトの点検整備
- (4) ポンプ類の整備(冷温水1次・2次ポンプ・冷却水ポンプ)
 - 機械棟
 - ※冷温水ポンプは年2回(概ね6月・11月)
 - ※冷却水ポンプは冷房期2回(概ね6月・9月)
 - 図書館
 - ※冷温水ポンプは年4回(概ね6月・8月・11月・1月)
 - ※冷却水ポンプは冷房期2回(概ね6月・9月)
 - ①ポンプグランド部分の点検調整
 - ②モーターの絶縁測定
- エ. 冷却水系ブラシ洗浄を暖房期に行うこと。
 - 機械棟 ※年1回(概ね11月)
- オ. 定期点検整備作業
 - (1) 空調稼働期間の冷房期及び暖房期について、点検整備を行い、総合的に機器類の正常稼働を確認すること。
 - 機械棟 各期に2回
(概ね冷房期は8月・11月及び暖房期は6月・2月)
 - 図書館 各期に1回
(概ね冷房期は8月及び暖房期は1月)
 - (2) 各期点検時に機器類の状況に応じて、必要な清掃を行うこと。
 なお、部品交換を必要とする工事等が発生した場合は別途とする。
 ※部品供給が可能なこと。
- カ. 緊急点検整備作業
 - 空調設備機器の異常及び不調時に連絡を受けた場合は、速やかに担当者を派遣し、緊急点検整備作業を行い、設備機器の復旧に当たること。
 なお、部品交換を必要とする工事等が発生した場合は別途とする。
 ※部品供給が可能なこと。
- キ. 必要な消耗品・パッキン類については、受注者の負担とする。
- ク. 作業終了後は、本校校務部会計課施設係(以下「担当係」とする。)に報告すること。

6. その他 仕様書に明記のない点は担当係の指示により完全に行うものとする。

【作業参考】平成30年度実績

機械棟

1. 季節切替点検 カッコ内は作業月
冷房イン点検 1回(2017/6)
暖房イン点検 1回(2017/11)

2. 定期点検整備 カッコ内は作業月
冷房オン点検 1回(2017/8)
冷房オフ点検 1回(2017/11)
暖房オン点検 1回(2018/2)
暖房オフ点検 1回(2017/4)
※計4回(冷房期:2回8月・11月 暖房期:2回4月・2月)

3. エアーハンドリングユニット点検 2回(2017/6・2017/11)

4. クーリングタワー点検 2回(2017/6・2017/11)

5. ポンプ類
冷温水ポンプ 2回(2017/6・2017/11)
冷却水ポンプ 2回(2017/6・2017/8)

6. 冷却水系ブラシ洗浄 1回(2017/11)

図書館

1. 季節切替点検 カッコ内は作業月
冷房イン点検 1回(2017/6)
暖房イン点検 1回(2017/11)

2. 定期点検整備 カッコ内は作業月
冷房オン点検 1回(2017/9)
暖房オン点検 1回(2018/1)
※計2回(冷房期:1回9月 暖房期:1回1月)

3. エアーハンドリングユニット点検 4回(2017/6・9・11・2018/1)

4. クーリングタワー点検 2回(2017/6・2017/9)

5. ポンプ類
冷温水ポンプ 4回(2017/6・9・11・2018/1)
冷却水ポンプ 2回(2017/6・2017/9)